○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童 家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連盟通知)の新旧対照表 (案)

> 改 後 Œ

児家第50号 平成11年8月30日

雇児福発第1015001号 一部改正】平成14年10月15日 一部改正】 平成 年 月 日 雇児福発第

都道府県 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

> 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長児童家庭局保育課長

里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて

(略)

別紙

1 (略)

都道府県 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中核市

現

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 童 家 庭 高 保 育 課 長

【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号

行

児家第50号

平成11年8月30日

里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて

児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配 慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り 扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。

別紙

1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて ア 取扱い

里親の就労等により里親に委託されている児童の保育に欠けることと なった場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への 委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親 に委託されていることが、保育所に入所することを妨げないものとする。 児童を既に就労している里親に委託することが、当該児童の最善の利 益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を 図り、当該児童について最善の措置を採ること。

イ 費用の支弁

① 里親に対する支弁

里親委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入 所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第 86号厚生事務次官通知。(以下「児童入所施設措置費等交付要綱」とい う。)及び「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ

改 正 後

いて」通知の施行について」(平成11年4月30日児発第416号厚生省児 童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。) により、月額を支弁する。

② 保育所に対する支弁

保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。)及び「「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。)で定める保育単価により、月額を支弁する。

ウ 費用の徴収

① 里親委託に係る費用徴収 田親委託に係る推署費の国庫特質上の

里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入 所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額 表」により、月額を徴収する。

- ② 保育所入所に係る費用徴収 徴収を免除する。
- 2 里親に委託されている児童が障害児通園施設<u>へ通所する</u>場合の取扱いに ついて

ア 取扱い

児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設(以下「障害児通園施設」という。)において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第4の1の(1)のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。
- ② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。

2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「ファミリーホーム」 という。) に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに 通う場合の取扱いについて

取扱い 児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設(以下「障害児通園施設」という。)又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」(平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第4の1の(1)のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができることとされているところであるが、その取扱いについては下記に留意するとともにファミリホームについても同様の取扱いとされたい。

① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童ディサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。

② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。

改正後

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設や児童デイサービスに通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

① 里親及びファミリーホームに対する支弁 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

②の1 障害児通園施設に対する支弁 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費(給付 費等)国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218 002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」とい う。)及び「「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」の 通知の施行について」(平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福 祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。)で定める保 護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次 の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

三 月額保護単価÷その月の開園日数×その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

②の2 児童デイサービスに対する費用

児童ディサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通園施設及び児童デイサービスに係る費用徴収徴収を免除する。

現 <u>行</u> 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児

イ 費用の支弁

① 里親に対する支弁 里親委託に係る措置費の支弁については、

里親委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

童が里親へ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

② 障害児通園施設に対する支弁

障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」(平成10年7月3 1日厚生省障第223号厚生事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。)及び「「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」(平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。)で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

= 月額保護単価:その月の開園日数×その月の通園した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

ウ 費用の徴収

① 里親委託に係る費用徴収

■親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入 所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額 表」により、月額を徴収する。

② 障害児通園施設通所に係る費用徴収徴収を免除する。

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通 3 う場合の取扱いについて ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を 有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービスにおいて専門 的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につ き、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童 デイサービスに通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いにつ いては、下記に留意されたい。

① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26 条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることと 児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき 市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。

② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の 間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサー ビスに通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、 同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

① 母子生活支援施設に対する支弁

母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等 交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

②の1 障害児通園施設に対する支弁

| 隨害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要 綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費に ついては月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支 弁する。

* その月の支弁額

= 月額保護単価÷その月の開園日数×その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日 曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

②の2 児童デイサービスに係る費用

児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づ く指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費 用の額の算定に関する基準」に準じて算定した額とする。

母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いに ついて

ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を 有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受け ることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設 に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないもの とする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。
- 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所の間で十分連 携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児 童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであ ること。

費用の支弁

① 母子生活支援施設に対する支弁

母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等 交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通園施設に対する支弁

障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要 綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費に ついては月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支 弁する。

その月の支弁額

= 月額保護単価÷その月の開園日数×その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日 曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改 正 後

ウ 費用の徴収

① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収

現

母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童 入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準 額表」により月額を徴収する。

② 障害児通園施設通所に係る費用徴収

障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の5の(5)で定める表1「障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)」を基に、次の算式により日割りで徴収する。その月の徴収額

= 徴収金基準額÷その月の開園日数×その月の通園した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

ウ 費用の徴収

① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収

母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童 入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準 額表」により月額を徴収する。

②の1 障害児通園施設に係る費用徴収

一障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)」を基に、次の算式により日割りで徴収する。

その月の徴収額

= 徴収金基準額:その月の開園日数×その月の通園した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう

②の2 児童デイサービスに係る費用徴収

児童ディサービスに係る国庫精算上の費用徴収については、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成18年11月17日障障発第1117002号障害福祉課長通知)に準じて取り扱う。

4 その他

里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。

ア費用の支弁

里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

イ費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託又は母子生活支援施設入所に係る費

用徴収

里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る 費用徴収

徴収を免除する。

4 その他

里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第7に定めるところによること。